

「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

令和4年3月28日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 趣旨

資金決済に関する法律では暗号資産取引に対する不招請勧誘の禁止が定められているところ、今般、暗号資産を運用対象に含む集団投資スキーム持分について、暗号資産取引と同様に不招請勧誘の禁止を定めるため「投資勧誘及び顧客管理等に関する規則」の一部改正を行う。

2. 骨子

(1) 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

暗号資産（資金決済に関する法律第2条第5項に定める暗号資産をいう。）を運用対象に含む金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結の勧誘をする行為を禁止する。

（新設・第6条の2）

(2) その他所要の改正を行う。

3. 施行の時期

本改正は、令和4年〇月〇日から施行する。（改正の日から施行することとする）。

以 上